

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①、②、③及び④の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①及び②は25万円、申立期間③は40万円、並びに申立期間④は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年7月24日
③ 平成17年12月25日
④ 平成19年8月15日

申立期間①、②、③及び④の賞与については、私がA社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、申立事業所を通じて申立てを行うので、全申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成22年3月16日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(平成16年分、17年分及び19年分)では、申立期間①、②、③及び④について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(申立

期間①、②、③及び④は、それぞれ 25 万円、25 万円、40 万円、30 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では各申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島厚生年金 事案 790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月
 : ② 平成16年12月30日から17年1月1日まで

申立期間①の賞与については、私がA社から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無いので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、私が平成10年5月から退職した16年12月までの間、同じくA社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立事業所を退職する際、平成16年12月29日ではなく、同年12月末日付けで退職したい旨伝えているので、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社が保管している「支給控除一覧表」では、当該事業所が、申立人の平成16年12月分給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除していることが確認できる。

また、申立事業所が社会保険事務を委託していた事務所が保管している申立人に係る「雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）」では、申立人の当該事業所における離職日は平成16年12月29日となっている上、健康保険厚生年

金保険被保険者資格喪失確認通知書（通知日は平成17年1月31日）では、当該事業所が委託先事務所を通じ、申立人の資格喪失日をオンライン記録のとおり、同年12月30日付けとして届け出ていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所から聴取したところ、当該事業所における年末の最終営業日は毎年12月29日であり、申立期間②当時の平成16年12月30日及び同年12月31日も全従業員が勤務を要しない日となっていたとするとともに、申立事業所では、委託先事務所が申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を同年12月30日付けとして届け出ていたことを、今回の申立てに基づく問い合わせを受けるまで知らなかったとした上で、「当事業所ではこれまで、申立人とは平成16年12月末日まで雇用関係が継続しており、退職月の同年12月も前月までと同様に、厚生年金保険に加入していたと考えていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においても申立事業所と雇用関係が継続し、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の「支給控除一覧表」に記載されている平成16年12月分の保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、申立事業所では、申立人の資格喪失日をオンライン記録のとおり、平成16年12月30日付けとして届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が標準賞与額に係る記録の無い旨申し立てている。

しかし、A社では、申立ての平成16年12月度には賞与を全従業員に対し支給していなかった旨回答している。

このほか、申立人は賞与明細書等の関連資料を保管していないなど、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、厚生年金保険被保険者として標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 17 日から同年 4 月 1 日まで

私は申立期間中、A社（現在は、B社）で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立期間中、申立事業所管内の事業所で、期限付きの職員として働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に関する臨時的任用内申書では、申立人が申立期間中、A社管内の事業所において、臨時的任用の職員として任用されていたことが確認できる。

しかし、申立事業所では、当時の社会保険関係資料を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立事業所が保管している人事関係資料から把握した、申立期間及びその前後に期限付きの職員（臨時的任用の職員）として2か月以上任用されていた元同僚 28 人について、各々の任用期間と厚生年金保険の加入記録と突き合わせた結果、当該任用期間中に被保険者資格記録が全部無い者 22 人、一部無い者 4 人確認できることを踏まえると、当該事業所では、一部の臨時的任用職員を厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

なお、各任用期間中に厚生年金保険の加入記録が確認できなかった前述の元同僚 22 人のうちの 7 人が、オンライン記録により、その期間中は国民年金に

加入し、同保険料を納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年11月1日から23年9月1日まで
② 昭和27年12月1日から30年1月1日まで

私は、昭和21年頃にA社へ入社した後、同社が厚生年金保険の適用事業所となった22年11月から29年12月までの間、同社で継続して勤務していたにもかかわらず、このうちの23年9月1日から27年12月1日までの51か月間を除き、その前後に当たるそれぞれ申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立事業所の正社員として、両申立期間中も途切れることなく働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。また、私の厚生年金保険の加入先が、A社でなければ、同社と代表者が同じであったB社だったかもしれない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社及びB社は、それぞれ昭和40年10月1日付け、平成10年1月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、前者の事業所の元事業主は既に死亡している上、商業登記簿謄本では、当該事業所は昭和41年6月23日付けでB社へ合併されているところ、この元事業主とも連絡が取れないことなどから、両申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、オンライン記録、並びにA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が挙げた申立期間①当時の元同僚二人の氏名が確認できないとともに、前者の事業所に係る前述の被保険者名簿に記載されている元

同僚のうち、連絡の取れた一人は、「私は約 11 年間、A 社で工員として勤務していた。」と供述しているが、オンライン記録により、この元同僚の被保険者資格記録が、昭和 26 年 4 月 20 日から 33 年 1 月 27 日までの 6 年 9 か月間に確認できるのみである。

さらに、A 社に係る前述の被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録が、オンライン記録のとおり、昭和 23 年 9 月 1 日から 27 年 12 月 1 日までの間確認できるのみであり、一方の B 社に係る前述の被保険者名簿では、申立期間①及び②の期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。